

日医発第 1052 号(情シ 47)

令和 3 年 1 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所の調査への協力のお願い（依頼）

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施しております。

この度、標記調査を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請がありました。新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割であることから、今般、本会は本調査に協力することといたしました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、調査の円滑な実施に向け、貴会のホームページや機関誌への掲載等を通じてご周知・ご協力いただけますようお願いいたします。

記

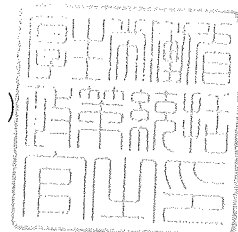
1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票（第一種事業所用）
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等



政 統 発 1222 第 5 号
令 和 2 年 12 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 日本医師会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)



毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所の
調査への協力をお願い

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎月勤労統計調査は、労働者の雇用、賃金及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が都道府県を通じて実施している調査です。調査結果は、国や都道府県の経済政策の基礎資料として活用されるほか、雇用保険や労災補償給付額の改定にも利用されています。

先般、当調査の調査対象事業所のうち、調査期間を令和3年1月分までとしている常用労働者を30人以上雇用している第一種事業所に代わって、令和3年1月分調査から調査対象として指定する予定の事業所について、都道府県を經由し事前調査を実施しました。

事前調査の結果、貴会員医療機関の事業所に第一種事業所として調査をお願いすることとなりました。

現在、都道府県の毎月勤労統計調査担当課から順次、指定書等の関係書類を送付しておりますが、何卒この調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査対象事業所からご回答が得られますよう、貴会員医療機関の事業所への周知・協力について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、調査票及び広報パンフレット等を添付しますので、周知等にご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 水野
TEL: 03-5253-1111 (内線 7606)
FAX: 03-3502-5396
E-mail: ono-shiho@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査要綱

令和 2 年 7 月 21 日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の 3 種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業、郵便業

キ 卸売業、小売業

ク 金融業、保険業

ケ 不動産業、物品賃貸業

コ 学術研究、専門・技術サービス業

サ 宿泊業、飲食サービス業

シ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ス 教育、学習支援業

セ 医療、福祉

ソ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

ア 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時 5 人以上雇用する事業所とする。

イ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- ア 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- イ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ウ 全国調査第二種事業所は、経済センサスの調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- ア 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- イ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ウ 地方調査第二種事業所は、経済センサスの調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- エ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

経済センサスの調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 調査期間及び操業日数
- ウ 企業規模
- エ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- オ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- カ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- キ 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- ア 事業所名
 - イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
 - ウ 調査期間
 - エ 企業規模
 - オ 常用労働者の数
 - カ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
- (7) 氏名及び性

- (イ) 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
- (ロ) 年齢及び勤続年数
- (エ) 出勤日数及び1日の実労働時間数
- (オ) きまって支給する現金給与額
- (カ) 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)の力の(カ)に掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

ただし、令和2年における調査は、実施しない。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第二に掲げる「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に調査票を配布し、当該事業主はその雇用する職員の中から記入担当者を選定し、調査票の作成の補助及び厚生労働大臣又は都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査、地方調査及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

ア 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ただし、天災事変その他やむを得ない理由のため、統計調査員が調査票を作成する方法によることができない場合には、全国調査第二種事業所の事業主が、都道府県知事又は統計調査員が当該事業主に配布する様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出することにより調査を行うことができる。

イ 全国調査第一種事業所の事業主又は全国調査第二種事業所の事業主等は、アの

報告に代えて厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。

ウ 都道府県知事は、ア又はイにより都道府県知事に提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の 15 日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、イの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

エ 厚生労働大臣は、ア又はイにより厚生労働大臣に提出された全国調査の調査票を審査する。

(2) 地方調査

ア 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第 3 号の調査票を 2 部作成し、1 部を控えとして事業所に保存し、1 部を調査月の翌月の 10 日までに都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第 4 号の調査票を 2 部作成し、1 部を控えとして事業所に保存させ、1 部を調査月の翌月の 10 日までに都道府県知事に提出する。

ただし、天災事変その他やむを得ない理由のため、統計調査員が調査票を作成する方法によることができない場合には、地方調査第二種事業所の事業主が、都道府県知事又は統計調査員が当該事業主に配布する様式第 4 号の調査票を 2 部作成し、調査月の翌月の 10 日までに 1 部を都道府県知事に提出することにより調査を行うことができる。

イ 地方調査第一種事業所の事業主又は地方調査第二種事業所の事業主等は、アの報告に代えて厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。

ウ 厚生労働大臣は、ア又はイにより厚生労働大臣に提出された地方調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、速やかに、当該調査票を提出した事業所を管轄する都道府県知事に提出する。

(3) 特別調査

ア 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第 5 号の調査票を 1 部作成し、調査を実施する年の 9 月 10 日までに都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の 9 月 30 日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

ア 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

イ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ウ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

ア 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

イ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

ア 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

イ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行う。

(2) 地方調査

ア 集計は、都道府県統計主管課において行う。

イ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写しを 11 の(2)の規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の 10 日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月 10 日までに公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

(2) 地方調査

都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

全国調査及び特別調査の調査票又は調査票を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の調査票又は調査票を収録した磁気媒体は 3 年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は 10 年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、令和 2 年 7 月 21 日から実施し、旧要綱（令和元年 5 月 20 日）は、令和 2 年 7 月 20 日をもって廃止する。

様式第1号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 ____日
2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)
____月____日から____月____日まで	(1) 1,000人以上 (2) 300～999人 (3) 100～299人 (4) 30～99人 (5) 5～29人



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号 大 中 小	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者		5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
の性別		(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計 何時間何分 何時間何分	所定労働時間の合計 延べ何時間何分 延べ何時間何分	(1) きまぎれ給する給与の総額は、いくらでしたか。 (労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額は、いくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額は、いくらでしたか。 (盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1													①賞与 百万 千円
女	2													②定昇・ベースアップ等の追給()月分 千円
計	3													③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
うち、パートタイム労働者	4													その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名	
調査票提出年月日	____年 ____月 ____日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 日
2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)
月 日から 月 日まで	(1) 1,000人以上 (2) 300～999人 (3) 100～299人 (4) 30～99人 (5) 5～29人



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

平成 年 月 分

都道府県 番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週6日、労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数 実際に出勤した日の 合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含めないで ください。1時間でも 出勤した日は1日に 数えてください。)	7 実労働時間 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等によ る増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人だ りましたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人だ りましたか。	(5) うち、 パートタイ ム労働者は 何人でした か。		(1) 所定内労働 時間の合計 時間 分 何時間 何分 何秒	(2) 所定外労働 時間の合計 時間 分 何時間 何分 何秒	(1) きま つた給 与の総額 はいくら でしたか。 (基本給、 固定給、 賞与等) (2) うち、 超過労働 給与の総 額はいく らでした か。(残業 手当、夜 間手当等 です。)	(3) 特別に 支払われ た給与の 総額はい くらだ りました か。(盆、 暮等の賞 与、3か 月を超え る期間で 算定され る給与、 ベースア ップの差 額追給分 及び支給 事由の発 生が不確 実な給与 です。)	(4) 左の特 別に支払 われた給 与の名称 及び名称 別金額を 記入して ください。	
男	1											①賞与 百万 千円
女	2											②定昇・ベースアップ等の 追給()月分から()月分 千円
計	3											③3か月を超える期間で算定 される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4											その他(名称別に金額を記 入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者 氏 名	
調査票 提出年月日	年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

**調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。**

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省 ・ 都道府県

事業所の皆さまへ

統計調査 1人1人の協力ありがとう

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいつききんろうとうけいちようさ

厚生労働省が行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べており、その前身も含めると大正12年から実施しています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国の事業所から産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象※1に、毎月実施しています。なお、1～4人規模の事業所についても、年1回、7月分※2について調べています。

※1 産業により、一定規模以上の事業所は全て調査対象となります。

※2 令和2年については新型コロナウイルスの影響により、調査員の訪問は行わず郵送等による調査（9月分）を行います。

どのように利用されているの？

毎月閣議に報告される「月例経済報告」の中で、労働経済情報を示す重要な指標として、賃金と労働時間が取り上げられています。他にも「景気動向指数」や、雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料に用いられています。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。

まいきんで分かること

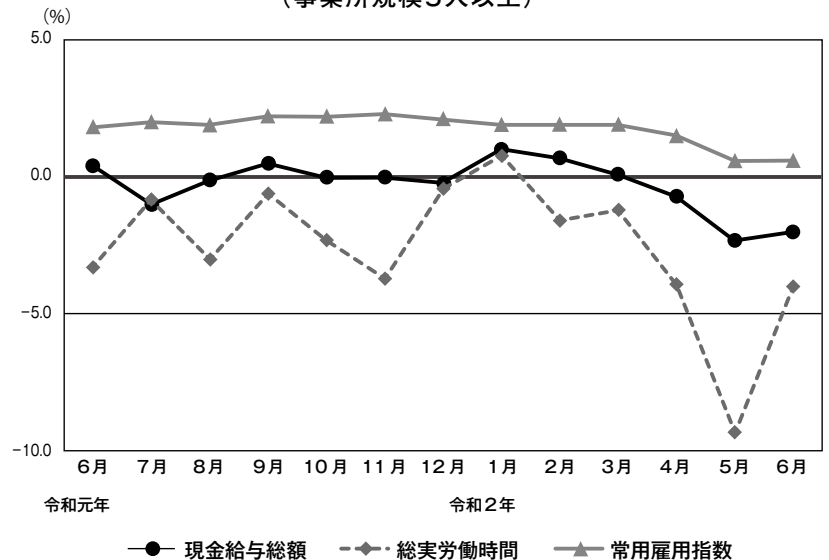
賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。

まいきんを見れば、
最新の情報が分かるんだ。



毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」

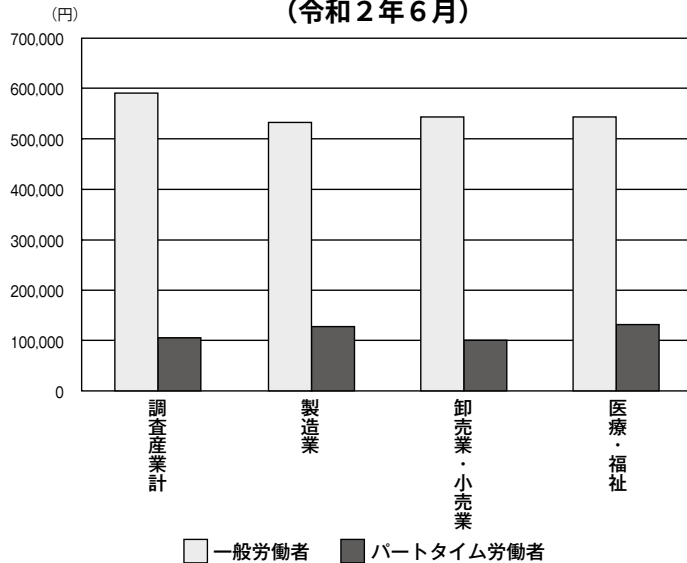
現金給与総額、総実労働時間及び雇用指数の前年同月比の推移
(事業所規模5人以上)



いろいろな情報がわかります

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。

月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)
(令和2年6月)



毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」

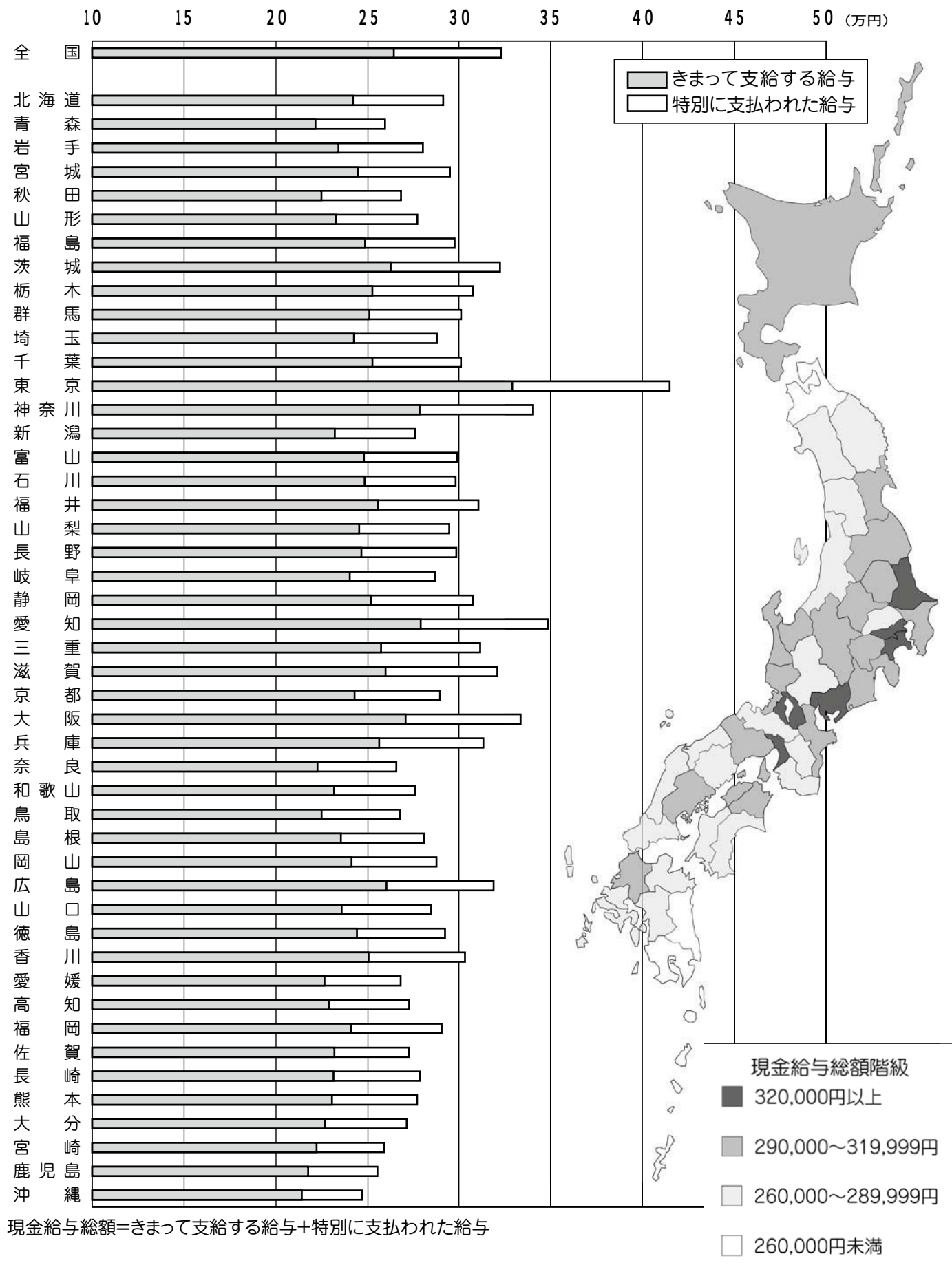


まいきんの結果はいろいろと利用されています

- ★ 内閣府の「月例経済報告」(閣議報告)や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
 - ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
 - ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
 - ★ 政府の各種審議会の資料(労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等)
 - ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料
 - ★ 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
- 毎月勤労統計調査(全国調査、地方調査)→調査の結果→利活用事例

－ 都道府県別常用労働者1人平均月間現金給与総額 －

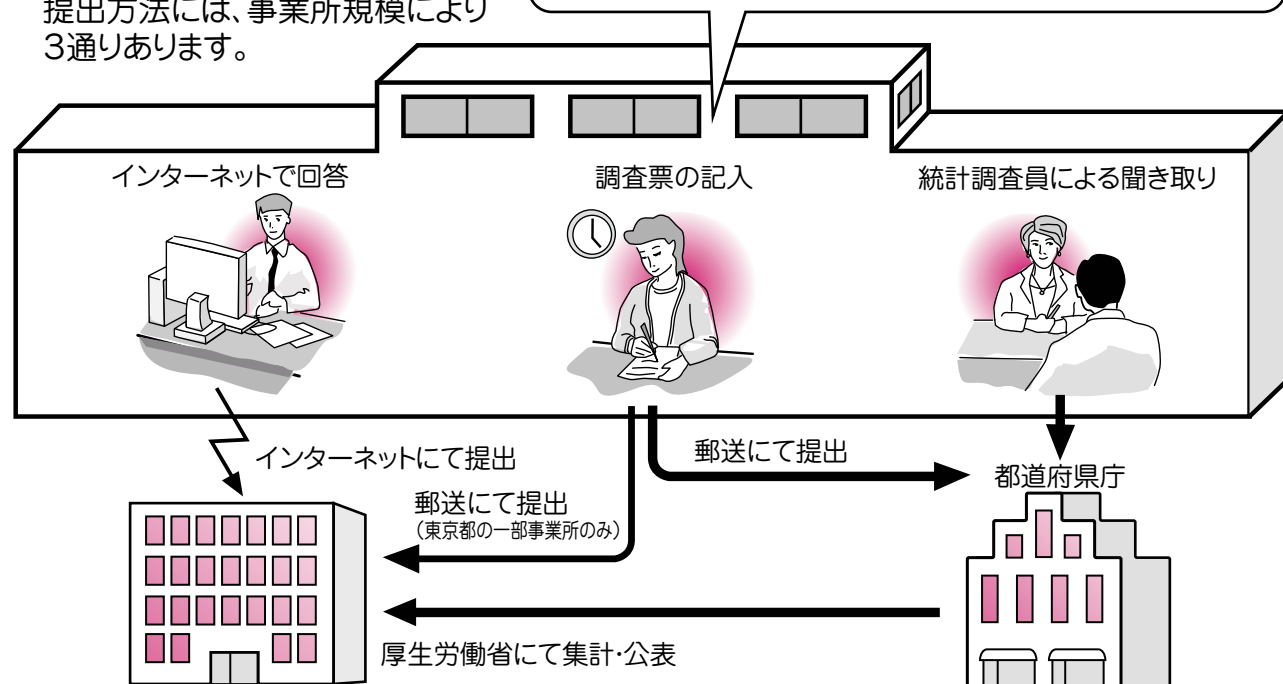
令和元年年平均



調査票の提出方法

提出方法には、事業所規模により3通りあります。

エクセル形式のファイルを利用して調査票を作成いただけます。
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1e.html>から
「エクセル版調査票」「集計用ファイル調査票」をご利用ください。



- 毎月勤労統計調査は、インターネットを利用して調査票データを送信できます。是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

フリーダイヤル **0120-956-360**

受付時間:午前9時～午後6時(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線 7605～7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>